

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 第8回水戸市行政改革推進委員会
- 2 開催日時 平成25年7月4日（木）午前9時30分から午前11時45分ごろまで
- 3 開催場所 水戸市民会館4階農業委員会室

- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員
境昭彦，谷口孝悦，中村英樹，井川コゾエ，田山和子，岩上堯，袴塚禮子，羽生健志，寺洋平
 - (2) 執行機関
磯崎和廣，小川喜実，根本一夫，園部孝雄，宮川孝光，雲藤尊範，山田政則，深谷晃一
 - (3) その他
委員欠席者：小川喜治，原毅，軍地美代，宮下有一，福澤真一

- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 答申書の確認及び答申について（公開）

- 6 非公開の理由

- 7 傍聴人の数 0人

- 8 会議資料の名称
 - (1) 答申書

- 9 発言の内容

○**執行機関** 本日は，お忙しい中，委員の皆様には御参集いただきまして誠にありがとうございます。只今から，第8回水戸市行政改革推進委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は9人でございます。欠席委員は，___委員，___委員，___委員，___委員，___委員，___委員の6名で，都合により，欠席するとのご連絡をいただいておりますので御報告をいたします。それでは，議事進行につきましては行政改革推進委員会条例第6条の規定に基づきまして，___委員長にお願いをいたします。

○ 委員長 おはようございます。それでは、お手元の資料、会議次第に基づきまして議事を進めてまいります。水戸市会議の公開に関する規程に基づきまして、会議録の公開が後日必要となりますので、会議録署名人を指名させていただきます。 委員と 委員、お二人をお願いいたします。

それでは、水戸市行財政改革プラン2010実施計画実施状況につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局説明)

○**執行機関** 資料については1から4の4種類ございます。まずはじめに、資料の訂正をお願いします。委員の方々に先に配布しました、水戸市行財政改革プラン2010実施計画実施状況の資料番号についてですが、資料番号が入っていない状態です。資料番号を②番と訂正いただきたいと思います。また、資料2の32ページ、実施項目の31番未利用財産の活用と処分の実施状況の欄でございますが、私有地の貸付という記載がもれていましたので追加をお願いいたします。追加の内容としましては、平成22年度63件、平成23年度33件、平成24年度57件となっておりますので追加をお願いします。またその右側の財政的効果の欄ですが、効果額の追加をお願いいたします。平成22年度が21,315千円、平成23年度が19,477千円、平成24年度が17,003千円となっております。なお資料1の裏面に財政効果額の記載がありますが、只今申し上げた効果額を反映させたものの記載となっております。

○ 委員長 もう一回件数と金額を言っていただけますか。

○**執行機関** 件数につきましては、平成22年度が63件、平成23年度が33件、平成24年度が57件。金額については、平成22年度が21,315千円、平成23年度が19,477千円、平成24年度が17,003千円となっております。

それでは資料の説明に移ります。資料1をご覧ください。資料1、水戸市行財政改革プラン2010実施計画実施状況概要についてですが、水戸市行財政改革プラン2010の25年3月31日現在の状況を取りまとめたものであり、プラン2010は平成22年度から平成24年度の実施計画としていることから、最終的なプランの結果となるものです。

本市では、市民満足度の高い自主・自立の行財政運営を目指し市民の利便性の向上を始めとする五つの基本的方向を柱に32の実施項目について取組を進めてまいりました。32の実施項目のうち、職員定数の適正化、給与等の適正化、窓口サービスの見直しなど、21の実施項目において、おおむね計画どおり進捗し、効果を上げてまいりました。しかし、公の施設への民間活力の活用、外郭団体改革、人材の効果的活用等、11の実施項目については、一部実施にとどまっております。また財政効果は、職員定数や給与の適正化、未利用財産の処分などにより、25億円以上の効果を上げております。

今後の取組については、一部実施にとどまっている改革を含め、昨年度策定した行財政改革プラン2013に基づき、今後3年間でさらなる改革を実施していきたいと考えています。

資料1の裏面については、実施状況の一覧と財政効果について記載があります。こち

らについては、御参照いただければと思います。

次に、資料2をご覧ください。資料2，行財政改革プラン2010の32の実施項目について、25年3月31日現在の進捗状況を取りまとめたものです。

すでに報告させていただいております24年8月1日現在の実施状況で一部実施だったものを今回実施とさせていただいたものについて、説明したいと思います。5ページをお開きください。実施項目3番。本庁舎の老朽化，耐震性，狭あい化等への対応について，東日本大震災により本庁舎が使用停止となっていることから調査整備の基本方針の決定及び公表本庁舎等の整備に係る市民検討委員会からの報告書の提出調査整備基本計画策定作業に着手したことをお伝えいたしまして実施とさせていただきます。

6ページをご覧ください。電子市役所の推進について，電子市役所の推進については，基幹業務システムのオープン化を行ったことにより実施としております。

次に，実施項目5の窓口サービスの見直しについてでございますが，7ページをご覧ください。窓口時間の延長としまして，3月最終日曜日及び4月第1日曜日の窓口開設。毎週水曜日の窓口開設時間の延長を決定し，平成25年3月31日から窓口時間延長の実施を行っていることから実施としております。

次に，実施項目6の人材の育成をご覧ください。人事評価制度の導入としまして，平成24年度に管理職への実施，係長級職員及び市長公室，総務部の係員への執行を実施し，平成25年度より執行対象を係長級職員及び全部局の職員まで拡大することを決定したため，実施としております。

次に，11ページをご覧ください。実施項目の9番行政評価システムの推進についてですが，平成24年5月に策定しました行政評価の基本方針に基づき，九つの事務事業について，新たな評価システムによる評価を行っております。そのため実施とさせていただきます。

次に，18ページをご覧ください。実施項目21番。事務事業の民間活力活用の推進ですが，小吹清掃工場のプラットホーム搬入指導業務及び燃えないごみ運搬処分業務について，民間委託化を決定し，平成25年度から業務を委託していることから，実施としております。

次に，26ページをご覧ください。実施項目29番収納率の向上について，本市の税及び料について徴収率が向上してきていることから実施としております。

次に，資料3をご覧ください。資料3につきましては，行政改革推進委員会質問表といたしまして，今回各委員のほうから御質問をいただいたものについての一覧表となっております。資料4につきましては，各委員から質問をいただいたものについて回答を取りまとめたものとなっております。説明は以上です。

○ **委員長** ただいま，行財政改革プラン2010実施計画25年3月31日現在の，最後の実施状況のご報告と資料の説明が併せてございました。本日の質問について，資料を事前にお渡ししてありますので，まず皆様方から文書で出てきましたその質問についての回答を

もらい、その上で関連する御質問をいただきながら進めてまいりたいと思います。時間が限られておりますので、五つの大きな柱ごとに進めたいと思います。本日は、質問に関連する所管課長さんに御出席をいただいております。なお、出席している課長さんは質問関連の終了したところで退席をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、まず第1の基本的方向性。市民の利便性の向上から進めて行きたいと思います。改革項目の1番、2番、4番、5番ですね。概要一覧表にある上から順番に行きます。それについて、御回答をお願いします。

○**執行機関** はじめに、1の簡素で機能的な組織・機構の編成について、___委員からいただきました市のホームページにおける行政機構図についての御質問と係の名称が第1係、第2係のようにになっている場合の担当範囲についての御質問にお答えいたします。行政機構図につきましては、現在も市のホームページに掲載しておりますが、その掲載ページが分かりにくいことから委員の方からの御質問をいただいたことと考えております。そのため、市のホームページのトップページ項目となっております「各課の業務」のページに「行政機構図はこちらから」という項目を追加しアクセスがしやすいように改善を図りました。組織名称につきましては、市民に分かりやすいものにすることが必要であることから、平成22年度に、簡素で分かりやすいものとするを原則として、全体的な改正を行ったところです。その際、複合語からなる課の名称は、所管事項が分かる範囲にとどめ、また、室や係については、課の名称に含まれる語を必要以上に重複させないことなどの整理をしたところです。

また、「〇〇第1係」及び「〇〇第2係」という名称は、同一の業務を所掌する係であることを表記しているところですが、それぞれの係の業務内容は、担当する事業箇所や地区が分かれており、具体的な記載は煩雑になるため、必ずしも市民の問合せを容易にするものではないと考えております。

なお、市民がインターネットを活用して窓口・担当課を探す手段といたしましては、水戸市ホームページのトップページにおいて、「暮らし・手続き」、「健康と福祉」など、分野別にまとめたページを作成しており、また、「ライフイベント」から探すことができるように整理しておりますが、今後とも、分かりやすい周知に努めてまいります。以上でございます。

○**___委員長** 続けてお願いしたいと思います。

○**執行機関** 幼児教育課です。___委員の保育所・幼稚園の適正配置、待機児童数と横浜方式の検討についてお答えいたします。2ページをご覧いただきたいと思います。保育所の定員は平成22年4月の3,220人と比較しまして、今年4月は3,629人となり、409人増員しております。お配りしております保育所定員と待機児童数の推移と合わせてごらんいただけたらと思います。平成17年から10年間のグラフで表しておりますけれども、棒グラフの下の部分が水戸市立の保育所、上の部分が民間保育園のそれぞれの定員の数となっております。このように対年度の見込も含めまして約1,000人の超過ということで、定員増を

図ってきているところです。内訳といたしましては、他の民間保育園については、平成22年度以降ですが創設3カ所、分園設置2カ所、移転増改築が2カ所、定員増員1カ所、そして公立保育所につきましては、移転増改築によりまして定員増員ということになっております。グラフの、折れ線グラフのほうですが、こちらは待機児童数を表しております、25年4月1日現在は91人となっております、昨年4月と比べまして3人増加しているということで、待機者数は申込者数の2.3%という数字になっております。

新たに保育所を作ることにより、保育所が増えれば入所申込をしたいという潜在的な需要が掘り起こされることから、入所できなかった児童が新たな待機児童となり、すでに4月で定員を満たしている、あるいは超えての入所ということですので、年度の途中からは入所が難しいという状況も出てきているということでございます。御提案をいただきました横浜方式の検討でございますが、横浜市においては、認可保育所の整備の促進及び定員を大幅に増員した他、市独自の基準で横浜保育室というものを設置しまして、こちらはいわゆる認可外の保育施設になるかと思えますけれども、こういったことで保育の量の拡大というものを積極的に図られたというか、待機児童ゼロを宣言されたというふうに伺っております。待機児童の算出につきましては、国が細かく定義付けをしており、単純に申込んで入れない児童が待機児童ということではなく、他に入所可能な保育施設があるのにもかかわらず特定の保育所を希望している場合は除いたり、第一希望の保育所に入るために再度申し込みしていると除かれるなどあるが、横浜市と水戸市の大きな違いは認可外の保育施設、横浜保育室のようなものが水戸市にはない。待機児童の算出も異なっている。本市の取組といたしましては、社会福祉法人等による認可保育所の整備をはじめ、公立保育園の移転増改築、家庭的保育事業の利用促進を行うとともに、幼稚園での預かり保育の長時間化の実施等の検討を行っていきたいと考えております。

続いて、____委員からの待機児童の状況と今後の対策について、回答します。資料3ページ、4ページをご覧ください。平成25年度4月1日現在の認可保育所の定員数は3,629人、在籍者数は3,804人、水戸市の待機児童数は91人となっております。

本年度は、公立の白梅保育所の移転増改築事業により、20名の定員増を図ってまいります。また、1カ所90人定員の民間保育所を2カ所創設ということで、180人定員増とする予定です。本年度についても、2カ所の民間保育所の整備を位置付けています。

現在、国からも待機児童の自治体について、加速化プランを活用して、補助を受けながら保育所の整備を行い、幼稚園の保育サービスを実施しながら取組んでまいります。

続きまして、資料4の5ページになります。____委員から質問がありました。電子市役所の推進という項目の中で、インターネットでの各種手続きの拡大により、市民の利便性の向上について実際されたものはあるのかという質問にお答えします。

インターネットでの各種手続きの拡大につきまして、直近において運用が開始されたものとしましては、「一般社団法人地方税電子化協議会」でシステムを運営している

eLTAX (エルタックス) があります。本市では平成24年11月から利用が可能となりました。このeLTAXにより、本市においても地方税（個人市民税・県民税に係る事業所からの給与支払報告書の提出や法人市民税、固定資産税（償却資産）の申告）に係る手続きが、インターネットを利用した電子申告により行えるため、会社の事務所や自宅から申告等が可能となり、また、複数の地方公共団体への申告がまとめて一度にできるようになるなど、市民サービスの向上が図られています。

なお、インターネット上で住民票等の各種証明書の交付請求ができる電子申請・届出システムは、県及び県内市町村と共同運用を行っているシステムであります。今後の利便性の向上及び利用拡大について、県内の連携を密にしながら取り組んでまいります。

○**執行機関** 続きまして、6ページをご覧ください。5の窓口サービスの見直しについて、委員からの窓口時間の延長の周知徹底についての御質問についてお答えします。

本市では、市民サービスの向上を図るため、三の丸臨時庁舎で行っている一部窓口について、毎週水曜日の開設時間を午後7時まで延長し、また、3月最終日曜日及び4月第1日曜日についても、休日窓口の開設を行うこととしました。

その周知に当たりましては、「広報みと（平成25年3月15日号）」や市ホームページのトップページの【注目情報】に掲載を行ない、また、三の丸臨時庁舎、各出張所及び各市民センター等へのポスター掲示やチラシの配布を行ったところです。

その結果、休日窓口の開設については、1日当たり約450件の利用があり、平日の転入・転出に係る窓口の混雑が緩和するなどの効果がありました。また、平日の窓口開設時間の延長については、1日当たり約100件の利用があり、日中に窓口に来られない市民の方の利用に供することができたものと考えております。しかし、実施後間もないことから、市民に十分に認知されているとはいえない状況であるため、引き続き広報紙や市ホームページに掲載するとともに、立看板の設置を行うなどの取組を進め、より多くの市民の方に周知できるように努めてまいります。

○**委員長** それでは、これに関連する御質問がある方挙手をお願いします。

○**委員** 御回答ありがとうございます。資料1ページですが、先ほどの御説明で行政機構図は、従来どおりホームページに掲載されてあるということですが、今朝もアクセスしてきましたが見つからなかった。従来ですと、すぐぱっと行政機構図が出てきたが、今回は、組織図は表示されているが、それが係単位になってくると各課にアクセスして各課を開いてというように順次操作をしていかないと全体をつかめないという状況です。「行政機構図はこちらから」を追加されたということですが、いつから追加されたのか教えてください。

○**執行委員** 委員の今の行政機構図のページへのアクセスをいつから追加されたかという御質問についてですが、そちらにつきましては、先週の週末には対応を図りました。機構図のページ自体がこれまで行政改革課からでした。一般的に普通のところには作成元が「行政改革課等」とありますので、行政改革課のページに行政機構図のページを作成し

てあります。ホームページの仕組み上それを各項目のほうからアクセスできるような設定になっておりますが、委員から御指摘をいただきましたので、トップページのほうに分かりやすいところから入れるような形として整理してございます。

- **委員** 帰って確認してみます。
- **委員** ○○第1係、○○第2係という表示ですが、先ほどの理由をお聞きしてよく分かるんですが、第1係と第2係で、地域担当範囲が、どの係で担当されているのか。そういう聞き方をしてくる人がいないのかも知れませんが、一覧でぱっと分かるようにならないかとちょっと疑問に思いました。ただ、表示の仕方はなかなか難しいと思いますので、注釈か何かで、「詳細はこちらを見てください」としていただければ、さらに詳しく検索したり、アクセスすることもできると思います。そういうようにしていただければありがたいなと思います。
- **執行機関** それにつきましては、なるべくまとまるようであればまとめていきたいと考えておりますが、第1係、第2係という名称を使っている部署は建設部門が多いと思われます。係の所管が路線ごとになっており、路線数は80本、90本になってしまいます。それを全部標記すると煩雑になるということもある。
- **委員** 一覧表の形では無理だと思いますので、こちらをみれば詳細が分かるというような形にしていきたい。
- **執行機関** まとまるようであれば、統一してまいりたいと考えております。
- **委員長** 行政機構図については、昨日ホームページを開いてとれました。2種類のものがあります。今おっしゃったのは例えば、資産税係の家屋第1、第2、管理係の整備第1課、第2係などそういうところ。あとは建設関係ですね。地域割りというところで難しい所もあると思いますが、どこか標記するところはないですか。
- **執行機関** 実際、建設部門等につきまして、基本的に多いと思いますが、所管としましてほしいの大きな地区割りは設定してなるべく業務のほうを場所的なものを含めて集約は図っています。その年度ごとによって、その業務量が推移するところもありますので、そこら辺は内部組織的に連携を取りながら行っているところであり、明確に地区まで示すのがもしかすると難しい点があるかもしれないですが、まとまるものがあって、分かりやすくなるのであれば、それらについて、検討を進めてまいりたいと思います。
- **委員** 資料の3ページですが、新たな資料は非常によくできている。これを見れば非常に状況がよく分かる。今後は、こういった内容で御報告いただければ助かる。実施計画を見ても、定員数がこれだけ増加しましたと報告があるが、その結果として待機児童が減っているのかどうか改善されているのかどうか一切分からない。その状況をどうするか。労働省の公表数値はあるのですが、労働省の公表数値もかなり古新聞になっているので、最近の状況がよく分からない。したがって、定員数が増加しました、あるいは増加の予定ですというとき、そうしますと推定ですけども、待機児童数はこれくらいの状況ですと、相互の関連性が分かるように今後も公表していただければ非常によく分かりやすいと思

います。御検討よろしく申し上げます。

- **委員** 横浜方式とは算出の方法が違うということなのですが、横浜方式でやると91人がどのくらいになるのですか。
- **執行機関** 横浜方式というのは待機児童のカウントだけではなくて、どのような取組をされているかというような保育の定員増とかそういったものを指すのだらうと考えていますが、水戸市に当てはめることが、単純にはできない。公的補助がある保育サービスについては、待機児童数から除くことは出来るという国の定義で、水戸市においては、認可外の保育施設が40カ所程度ございます。こちらは県の管理下におかれている施設でございますが、これらに対しては、水戸市の運営費補助は行っていないので、公的補助をしていない保育サービスには該当しない。一方横浜は、横浜保育室、いわゆる国の認可基準を満たしていないところでもそれに準じた形で市の独自の基準で設けた保育施設ということになる。
- **委員** そういう方式で水戸の場合計算するとどのくらいになるのですか。
- **執行機関** 公的補助をしている認可外保育施設は、水戸市にはありませんので、公表している91という待機児童数がすべてです。それ以外の数字の拾い方はできません。
- **委員** 数字だけではどういう内容か説明がないとよくわからない。横浜方式は少なくなっているけれど、これは入れていないからだということ。では具体的にどうなのですかとなるとよくつかんでいない。水戸市の場合は91人とか220人とか発表するのであればこういう人が91人ですよ、こういう人が220人ですよということをきちんと説明しないと、一生懸命やっているようだけれども去年より減っていないじゃないかと言われてしまう。公的補助があるとかないとかでなく、安全に預かってくれるところがあれば一応満足。使うほうとしては、最長2年か3年。その間に入れなくて終わってしまえば必要なくなる性格のものでありますから、正式な市の保育所や認可がどうかではなくて、2年、3年というのは安全性はもちろんです。とりあえずきちんと預かってくれるところがあればいいというのが市民の考え。建物も鉄筋コンクリートのようしっかりしたものでなくてもいいから安全に子どもたちを預かってくれるところがあればいい。基準は、数字にこだわらず、横浜方式を調べてみてそれで安全に預かれるのであれば横浜方式でやるのも一つの手だと思う。将来よくなっても、今必要な人には意味がない。社会福祉法人に頼り過ぎるのは長期的にはいいかもしれませんが、短期的にはあまりよくない。社会福祉法人に頼ってやってきた結果が今の状況。やり方を見直して今必要としている人たちにどういう形で提供できるか。幼稚園は定員割れで56%ぐらいの充足率です。一方でそういう状況。もう少し工夫をしてとりあえず、増設みたいな方法でやれば、今必要な人にとっては助かる。
- **委員** 認可外保育所の方は、待機児童に入れているわけですよ。これは数字の発表事態がおかしいと思う。一般の人が不安に感じる。認可外へ行っている人をカウントすれば、もっと減ると思う。6月21日の日本経済新聞では、91人と出てしまっているが、実際には出なくてもすむはず。

- **委員長** 認可外保育所にいつている人数の補足は市役所のほうでできるのか。
- **執行機関** 認可外保育施設は、水戸市内に41ヶ所、845人が入所している。こちらは県が公表している数字。国の待機児童の定義というのは、全国すべてそれで適用するというこ
とで定義付けされているので、水戸市が認可外に利用されている児童数を除くというよ
うな独自の判断はできません。そういったかたちで91という数字が出ております。横浜方式
は、横浜市の独自の基準を設けてそこに運営費の補助をしている。市の責任をもって保育
の両面の土台を作るということを積極的に推進している。水戸市に関しては、まずは認可
保育所の創設などにより定員を増やすという方針である。今後については、小規模の保育
所であるとかも検討しながら、解消を検討していく。第6次総合計画でも位置付けている。
- **委員** 認可外41ヶ所は、なぜ認められないのか。増設、新設するよりは、今ある施
設を、市で審査というような形でできれば、利用する側も助かる。子どもも慣れたところ
がいいので、新しいものができたからこちらではなくて、そのようなことができれば市で
考えていただきたい。
- **執行委員** 認可は、都道府県で実施している。施設、設備、保育士の配置基準等、非常
に細かい基準に沿ってそれを満たしたものが認可保育所になる。今の認可外は、満たして
いない。あるいは満たしているが、認可を受けないところが一部にある。
- **委員** 市で基準を決めて独自にはできないのか。
- **執行機関** 現状では、安心安全の担保ということをして市としては優先に考えている。認可
保育所を新規で作るということは、定員がそのまま増えていくのでそれを優先にしていく。
- **委員長** 5ページのエルタックスですが、便利であるが、利用率が問題である。実
施してから日が浅いので、はっきりとした数字が出ていないと思いますが、今現状では、
効果は現れているのでしょうか。
- **執行機関** 昨年の11月実施で、申請の件数は9,811件ありました。内訳としまして、個人
住民税給与報告について、8,755件。法人住民税申告1,056件となっております。書面によ
る申告等を全部含めまして、167,216件でした。まだまだ普及については、今後増えてい
くのではないかと考えます。
- **委員長** 他になければ、市民との協働による行政運営の質問に移ります。改革項目
の10番について、回答願います。
- **執行機関** 7ページをお開きください。____委員から御質問いただきました、新コミュニ
ティ推進計画における検証とその結果を踏まえた今後の取組について、「水戸市行財政改
革プラン2010実施計画」の中で、新コミュニティ推進計画に基づく施策の推進として、地
域コミュニティプラン作成の支援を掲げていますが、現在作成された地区は3地区でござ
います。3地区のコミュニティプランの作成の実績からみて、きわめて不安を感じさせる
数字です。
作成に向けた支援として、平成22年度から地域コミュニティプラン研修会の開催や、職
員の派遣、作成にかかる費用の助成を行っております。今年度の研修会参加者は、19地

区74名で、日ごろから自治会等への加入率低下、地域コミュニティ意識の低下など耳にしておりますが、地域においてさらに危機感を感じ、改めてコミュニティプランの必要性を感じ、参加者が増えたと考えます。

これまでの実績が、3年間で3地区の作成にとどまっていることの反省を踏まえ、平成22年度・23年度と、水戸市主催で開催していた地域コミュニティプラン研修会を、昨年度から、水戸市住みよいまちづくり推進協議会との共催で開催しております。

また、広報みとを介して地域コミュニティプラン作成の特集記事を掲載するなど、市といたしましては、目標年度の平成26年度までに全地区で作成が進むための支援を積極的に行っております。

作成中の地区も複数あることから、今後、作成が進むものと考えております。

- **委員** 改革プラン2010の実施計画で、実際にコミュニティプランの作成までこぎつけられたというのが、3年間で3地区であり、平均すると1年間1地区であります。数字だけでは判断できないのかもしれませんが、なかなか各地区で作成については苦労されているようですね。2013の実施計画で、一気に31地区と計画があるが、今までの実績から考えて心配である。実施計画全般に言えるが、実施計画の大きな目標はあるが、具体的な計画、細かい計画が実施計画全般について不明確。工程表を明確にした具体的な計画を各課から出していただいて、それを強力にフォローしていかないと推進していけない。
- **執行委員** 3件という実績からしますとかなり不安を感じる数値ではありますが、研修会では、内部で地域のことを考えて見直してという部分ではかなり進んできたものと考えます。どこの地域をどこまでやっていくのかという進行管理が必要だと思っておりますので、今後、考慮して進めてまいりたい。
- **委員** 質問ではないが、コミュニティプランの作成の講習会を内原地域自治連合会で受けました。このプランについて、絵の中のもちにならないようなプランを作りたいということで、慎重に考えているので、進捗が遅くなってしまうと思う。とてもいい講師を呼んでいただいて、いい講座になっているので内原町は意識向上になって役に立っている。いいものとは、実際にできるもの。近い将来にできるものをそこに盛り込まないと絵の中のもちになってしまう。それを避けるために、担当課も頑張っていると思う。
- **委員長** 次に行ってよろしいでしょうか。第4の基本的方向性。これについては、かなり質問がでておまして、行政運営の効率化の関連ですが、改革項目の番号でいいますと12、13、16、17、21について、順次御回答をお願いします。まず、12番から。
- **執行機関** それでは、資料の8ページ、9ページをご覧ください。改革項目12の職員定数の適正化に関して、**委員**からいただきました。類似都市を参考にして、職員定数の適正化に努めてはどうかという質問について、厳しい行財政環境の中、義務的経費の抑制が必要であり、職員定数の適正化を図ることは重要な課題です。そのため、これまで策定した各行財政改革プランにおいても、主要な改革項目として位置付け、取組を進めてきたところです。

職員定数の適正化に当たっては、毎年度、各部署にヒアリングを行い、事務量の増減を的確に捉えるとともに、事務事業の内容を十分精査し、嘱託員及び臨時職員の活用で対応できないか、民間活力の活用は図れないかなどの検討を行い、進めているところです。

その際、本市における職員定数が適正かどうかについての考察が必要であり、委員御指摘のとおり、他市との比較は有効な指標であると考えております。

そのため、本市においては、全ての市区町村を対象に国が実施する定員管理調査の結果に基づき、特例市の状況を分析し、職員定数の適正化に努めているところであります。

今後とも、他市の状況やその手法について情報収集を行い、それらも参考にしながら、職員定数の適正化を推進してまいりますのでよろしくお願いいたします。

つづきまして、10ページをご覧ください。____委員からいただきました職員定数削減の具体的な施策及び財政的効果の算出方法についての御質問にお答えいたします。職員定数の適正化を進めるに当たっては、民間活力の活用をはじめ、効率的な組織機構の編成、嘱託職員・臨時職員の活用などを行いながら進めております。プラン2010の計画期間内においては、子育て支援・多世代交流センターへの指定管理者制度の導入や学校給食共同調理場の調理業務の民間委託などの民間活力の活用をはじめ、内原支所の見直しなどの組織体制の効率化や嘱託職員等の活用などに伴い、削減を行ってきました。

財政的効果の算出につきましては、事業の終了などに伴う事務量の減による場合は、削減人員数分の人件費の額を計上していますが、委託等の代替の手法により事業を引き続き行う場合は、人件費の額から委託等に要した額を差し引いた額を計上しております。

今後とも、市民サービスの低下を招くことのないように十分な配慮を行いながら、職員定数の適正化に努めてまいります。

○執行機関 つづきまして、実施状況資料13ページでございます。____委員さんから御質問がございました、人材の効果的活用。項目13、時間外勤務の縮減ということで、縮減による財政的効果が出ていないが、縮減は出来なかったのか。また人員が削減されて時間外的に縮減されなければ一人当たりの時間外勤務は増加しているのではないか。というような御質問でございます。

こういう状況でございますけれども、一人当たりの時間数の推移につきましては、平成21年度に140.7時間、平成22年度161.8時間、平成23年度に165.8時間、平成24年度に155.3時間となっております。

増加した理由としましては、計画期間中、平成22年度の3月でございますけれども、発生しました東日本大震災により、震災復旧、罹災証明発行・災害見舞金の受付等を始めとした震災対応の業務の増加によりまして時間外が出たものであります。

時間外勤務については財政面だけでなく、職員の健康保持の観点からも縮減が必要であることから、引き続き業務配分や協力体制の見直し、職員の意識啓発等を行いながら、時間外勤務の縮減に努めてまいります。

○執行機関 つづきまして、12ページをご覧ください。事務事業執行の見直しにつつまし

て、宮下委員からいただきました、職員提案の9項目の内容と実施状況についての御質問にお答えいたします。

水戸市行財政改革プラン2010の策定に当たっては、行財政改革に係る提案を各部推進会議及び職員から広く募集し、効果的な提案について取り入れたところです。

しかしながら、プランに取り入れられなかった提案についても、実現可能性について関係課と協議を行い、その結果、9項目については実施に向けて取り組むこととしておりました。

提案は、「技術職員を集積した組織の設置と技術職員の養成」、「財務システムの再構築」、「コピー用紙の削減」、「退職者を一元的、専門的にケアする体制の整備」、「施設におけるアセットマネジメント（計画型の維持管理）の導入」、「民間委託による窓口業務の覆面調査」、「橋の管理に係る予防保全型計画の策定」、「広告付き番号案内表示機の設置」及び「業務用プリンターの一括契約」の9項目となりますが、その全てについて、平成24年度までにおおむね実施したところであります。これらの取組につきましては、全て実施したことから、行財政改革プラン2013には引き継いでおりません。

いずれにいたしましても、今後とも全庁的な行財政改革に積極的に取り組むこととし、職員提案等を有効に活用しながら進めてまいりたいと考えています。

つづきまして、17の事務処理マニュアルの作成につきまして、谷口委員からいただきましたマニュアル作成の数の工程表の考え方についての御質問にお答えいたします。

厳しい行財政環境が続く中、日々の業務の効率化を図り、所属職員の誰もが迅速に事務処理を行うことは重要です。事務処理マニュアルの作成につきましては、今回、31ある全市民センターにおいてマニュアルの作成が行われるなど、全庁的にも取組が進み、作成数が大きく増加したところです。また、6月に開催した行政改革推進本部において、マニュアルの必要性が改めて議論され、確認するとともに、市長より全部署で必要なマニュアルを作成するよう指示があったところです。事務処理マニュアルの作成については、行財政改革プラン2013において、引き続き、取組を進めることとしており、今後も各課への周知・促進に努めるとともに、プラン期間内に全部署で作成されるよう指導を行ってまいります。

次に、工程表の明確化についてでございますが、委員御指摘のとおり、可能な限り、具体的な目標を設定し、年度ごとに工程を掲載することが、計画の実現のためには、必要であると考えております。

マニュアルについては、検討期間や制度設計が必要な事務ではないので、それぞれの部署において、早急に完成させることとしているため、明確な工程表は作成しておりません。また、その他の実施項目においても、毎年度、継続的な検討と実施を繰り返すものや、実施内容が複数あり、方向性が整理された順から実施することとしているものについては、工程が明確になっていないものもあります。こうした項目については、

方向性の整理などの条件が整ったものから、できるだけ工程を明確にし、今後のプラン実現に努めてまいりたいと考えております。

つづきまして、21の事務事業の民間活力活用の推進につきまして、___委員からいただきました、民間活力活用の検討状況についての御質問にお答えいたします。

厳しい行財政環境の中、持続可能な健全財政を確立するためには、専門性、コスト感覚、機動性などから、優れた民間の力を積極的に活用することが必要であると考えております。

本市においては、市民サービスの低下を招くことなく、運営経費の縮減を図れる業務について検討し、職員の年齢構成なども踏まえ、民間委託化の環境の整ったものから、順次移行を図っているところであり、今後も積極的な検討を進めてまいります。

委員から御質問いただいた、昨年3月の本委員会で民間活力の活用を検討中として回答した事務事業についてお答えします。「業務システムの維持管理」については、平成24年度に住民情報及び税情報のシステムについてこれまでのホストコンピュータによる処理形態からサーバを利用する運用へと再構築を行い、その際、システムベンダーのパッケージシステムを利用することで、システムの運用・保守・改修業務において民間業者の活用を図ったところです。

「市営住宅等滞納家賃徴収業務」については、来年度から市営住宅への指定管理者制度の導入を予定しており、滞納家賃のほか通常の収納業務についても、指定管理業務の一環として委託することとしております。

残りの事務事業につきましても、委託に向けた検討を進めておりますが、想定していた委託内容では費用効果が得にくく、内容の見直しが必要となったものや、委託化を行う場合に市民理解を十分に得る必要があるものなど、慎重に検討を進める必要があることから、実施にはいたっていないところです。

この他、新たに民間活力の活用に向けて検討を行うこととした事務事業については、窓口業務や清掃工場の業務などがあり、これらについては、行財政改革プラン2013において検討を図る事務事業として掲げたところです。

事務事業の民間活力活用の推進を図ることは、行財政改革を進めるうえで重要であることから、プランに掲げた事務事業以外であっても、民間活力の活用が効果的と考えられるものについては積極的に検討を行ってまいります。

- ___**委員長** ただいま回答いただきましたが、これに関連して、御意見、御質問ある方、ページ数を言って御質問をお願いしたいと思います。
- ___**委員** 8ページ。他市との比較を参考にして進めていると思うが、特例市として、限定はしていないと思うが、特例市は全国で40市ありますが、その中で水戸市と同じように県庁所在地になっているところは5市しかない。ほとんどは政令市、中核市になっている。特例市でも大きな都市はありますが、特例市だけに限定して参考にするのではなくて、どんどん伸びていっている、政令市や中核市も含めて参考にしていくべきではないか。県

庁所在地の市は、ほとんど中核市や政令市になっている。そういった意味では水戸市は遅れている。先進都市を参考にされればいいのではないか。

- 執行機関** 基本的には、市町村の事務は、制度によって事務が決まっているため、特例市を参考としているが、中核市、政令市についても、参考にしていきたい。
- 委員** 宇都宮など、伸びていっている市を参考にしたらいい。
- 委員** 15ページの民間活力の「市営住宅等滞納家賃徴収業務」については、来年度から市営住宅への指定管理者制度を導入し、滞納家賃のほか通常の収納業務についても、指定管理業務としている。現在の、市営住宅の滞納率は何%ぐらいあるのですか。また、市ではどのようにして徴収業務にあたっているのですか。
- 委員長** そちらについては、方針の5の方で議論したいと考えておりますので御了承ください。
- 委員** 13ページの事務処理マニュアルの作成について、実施計画の報告書の数値については、平成25年3月31日現在166件のマニュアルの未作成はあるが、この数値でいいのですか。
- 執行機関** 事務処理マニュアルの作成につきましては、各所管課が必要なものを作成し、毎年度見直し、なくなったものは廃止するというような作業を行っています。そのため状況に応じて、事務数に対して作成数に変更があり、25年3月現在の作成済数は記載どおりとなりますが、未作成数については、510という状況となっています。前回の数より50程度減となっております。総数は2,831あり、そのうち作成が不要は1,501、またそのうち済数は883となっています。以上のことから未作成数は447というのが現在の状況です。
- 委員** 作成不要数に変更はないですか。
- 委員** 事務総数を上回っているということは、事務総数が増えているということですか。
- 執行機関** そうですね。各所管課で整理をした上で、管理表の提出に応じて数が変わるのですが、提出されたものに変更がありました。
- 委員** 昨年の8月段階から今年の3月まで随分スピードアップされている。このぐらいのペースであれば、すぐに達成できるかと思ったが、状況はあまり変わっていないということですか。
- 執行機関** 今まで進行管理として報告していたのが年1回から2回でしたが、これまでの進捗状況ですと5～10%の範囲内ぐらいの進捗で進んでいる。委員から3年では間に合わないのではとの御指摘がありましたが、最終的に8月1日現在作成があったもので考えると作成率は20パーセント弱上がってきている。未作成部分について、可能な限り作成するよう周知徹底を図ってきた結果だと考えます。
- 委員** こうした委員会で、きちんと進行管理をフォローしていかないと、進まないと思う。
- 委員長** 8ヶ月で383件増えたということですね。ペースは上がってきているが、ま

だまだである。

○**執行機関** 市長をはじめ、各部長等の会議となる行政改革推進本部でも必要性を改めて確認したところ。期間中に全部所作成との目標を掲げているので、今後もしっかり進行管理をしていきたい。

○**委員長** 財政の健全化について回答をお願いします。

○**執行機関** 収税課です。資料17ページをご覧ください。国民健康保険税の収納率につきまして、平成24年度決算（速報値）ですが、現年度84.56%、滞納繰越分15.33%、合計55.19%、前年と比較し、1.91%の増となっております。

滞納整理の手法としましては、催告書の発送方法を見直し、イラストによる差押財産例を掲載した色付ハガキ等による催告や、目にとまりやすい色付封筒による差押予告を実施するなど、工夫を凝らしているところであります。

また、財産調査を積極的に進めており、預貯金等の換価の容易な債権を中心とした滞納処分を実施した結果、国保税に対する差押件数は平成23年度の351件から平成24年度は997件と約3倍に増加しており、滞納繰越分の収納率も対前年度比2.21ポイントの改善を示しております。

なお、国民健康保険税の滞納については、所得の低い世帯も多く、収納率が短期に、激的に改善することは難しいと考えておりますが、納期内納税者との公平を確保するために、地道な財産調査とその結果に基づく処分あるいは滞納整理の執行停止を積み重ねながら、引き続き収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

18ページをご覧ください。グラフを二つ載せております。上のグラフの黒の実線が全体収納率の推移で、平成15年度から23年度まで低下傾向になっておりましたが、24年になり若干上がり基調に変わりました。収入未済額が下の棒グラフですが、こちらについても、23年度から若干減になってきており、期待をしているところです。平成15年度から24年度までの差押件数を棒グラフにしたもので、実線が滞納繰越分の収納率です。

滞納繰越分の収納率につきまして、22年度を底に23、24と上がってきております。差押についても、棒グラフのとおり、23年度あたりから順に増えてきている。特に斜線の部分は、債権、いわゆる預貯金などです。ドットの部分は不動産。やはり換価のしやすい債権を中心としてやっていっております。

○**執行機関** 住宅課でございます。19ページをご覧ください。境委員から御質問のありました徴収率の向上についてお答えいたします。

徴収率の向上には、新たな滞納者の抑制と滞納額の計画的な納付が不可欠であると考えます。

そのため、滞納期間が3カ月以内の者に対して、早期の対応を図るため、毎月、電話等による集中的な納付指導を行い、新たな滞納の抑制に努めております。

また、滞納額の解消に向けては、納付指導の中から分納誓約を取り付けて、計画的な納付へと誘導するとともに、平成25年度は徴収嘱託員を1名増の合計4名として、臨戸

徴収体制の強化を図りました。

さらに、民間活力の活用を図るため、市営住宅への指定管理者制度の導入（平成26年4月1日予定）による効率的・効果的な収納体制を整備します。なお、平成25年7月1日から指定管理者候補者の公募を開始しております。資料②行財政改革プラン2010実施計画実施状況の30ページをご覧ください。表の上段が市営住宅となっております。実施における効果の欄で、網掛けとなっております平成24年度決算見込の徴収率と収入未済額の数値ですが、実施状況の報告をいたしました、4月中旬時点の数値を記載しております。出納整理期間の4月5月での納入が確定いたしましたので、最終の数値について報告いたします。徴収率は57.4%です。収入未済額は61,492千円でございます。徴収率は0.79%向上し、収入未済額は549万円減少しております。理由といたしましては、電話及び訪問による納付指導催告書の発送、連帯保証人に対する納付指導の要請、出頭要請などをこれまでより多く行っている。また、初期滞納者への速やかな対応による効果も出てきていると考えております。

○**執行機関** つきまして、20ページをお願いします。____委員から御質問のありました茨城租税債権管理機構との連携についてお答えいたします。

本市では、平成13年の茨城租税債権管理機構設の立当初から、大口滞納者等の事案を中心に委託しております。委託件数につきましては、人口規模等により委託できる件数が機構より配分されますが、その枠を最大限に活用しているところです。また、機構は直接の滞納整理だけではなく、市町村の徴税吏員に対する研修も行っておりますので、本市職員も積極的に研修に参加し、機構の滞納整理に対する手法等を学んでいるところでございます。

なお、平成24年度からは、機構の訪問支援事業（徴収強化総合支援）を活用し、機構職員による週2日程度の訪問支援（通年型）を受けております。機構職員の経験と実績に基づいた滞納整理の手法等を直に目にすることによる知識の向上や、協働して滞納整理を実施することにより滞納整理にかかる職員の意識が高まるなど、良い影響を受けておまして、平成24年度の市税収納率（速報値）は89.2%と、毎年1%ずつの改善目標を達成できたところでございます。

つきましては、今後とも機構との連携を図りながら、さらなる収納率の向上に向け努力してまいりたいと考えております。

○**委員長** これに関連する質問をお願いいたします。

○**委員** 国民健康保険税を納めないと、病院にかかった場合どうなるのか。

○**執行機関** 国保年金課で発行しているが、滞納があると、短期証という半年程の短いものを発行している。滞納されている方との接触を図るためにも短期にしていることもある。病院にかかる場合に自己負担が多くなることはない。さらに滞納がある場合には、資格証という国民健康保険に加入しているが保険証が出ていない人に、資格があるという証明を出している。病院へは一度全額負担して、あとから7割償還払いをしてもらう。これは、

ごくわずかな状況で、福祉の観点から保険証はなるべく出している。

○___委員 指定管理者制度を利用したり、県の債権管理機構への業務委託もいいと思うが、業務委託については、すべて市が自らやっているというような対応をしなければいけない。あくまでも、私たちが自ら徴収するという思いでお願いしたい。もう一つ、訪問徴収者が、市営住宅家賃徴収は4名とあるが、国民健康保険はないのですか？

○執行機関 国民健康保険税については、市税も含め、昨年度までは7名おりましたが、今年度からはなくしています。

○___委員 国民健康保険税に対して訪問者はいないということですか。

○執行機関 はい。住宅の使用料と市税、国民健康保険税とでは徴収できる権限が違います。市税と国民健康保険税については、自力執行権というものがあります。滞納があれば調査権があり、財産があれば差押をして取立てることができます。住宅使用料は私債権で市が自力ですることができない。裁判所に申立てをして、裁判で争って債務名義を獲得した上で裁判所の執行官が差押をする。市営住宅の場合には、市営住宅に限られているため徴収の方が訪問するのは効率がよいと思う。市税、国民健康保険税の場合、例えば訪問して1万円預かると市がその1万円で認めたということになってしまう。市としては、財産をきちんと調査して、1万円でなくもっと納めていただきたいという立場にあるので25年度からは徴収員を撤廃し、あくまでも調査をして財産があれば差押えるという形にやり方を変えています。24年度に市の中の一部の地域だけ訪問徴収を止めました。その前の年度と止めた年の結果を見比べると、約14%収入が上がっている。なおかつ徴収員の報酬も必要なくなりましたので、報酬まで含めたコスト計算をすると25%の収支改善効果が出た。今回、全域で訪問徴収はやめて、その代わりに財産を調査してあれば差押をするという形に変えています。ですから、市営住宅と税とではやり方が違う。

○___委員 人道的なサポートはしているのですね。ありがたいです。

○___委員長 差押までには何段階ほど予告があるのですか。

○執行機関 法律上は、納期限が過ぎると20日以内に督促状を送ることになっています。送付後10日以内に完納しない場合、徴税吏員は差押をしなければならない。法律上は、督促状を送れば差押の前提が整っているということになるが、市民の方と行政の関係があるため、その後に再度催告書という形で未納がこれだけありますので納めてください。あるいはこれから納まらないと財産調査をします、差押をします。という形で2～3段階の手紙のやり取りの後、差押という流れのケースが多い。また、緊急で急に財産が見つかったが時間をかけているともしかしたら消えてしまうかもしれない。そういった場合には即座に差押となることもある。

○___委員 督促状は、目に見えない人にも分かるようなもの、例えば点字されたようなものが送られるのか。

○執行機関 その点に関しては、そういった配慮はしていない。

○執行機関 市営住宅も対応していない。

- **委員** 後見人とかに届くのではないですか。
- **委員** 私の知っている例では、目の見えない人についても対応しているのもある。
- **執行機関** 実態からいうと、督促状を発送するときに一度に何千件、何万件と発送します。目の見えない方の把握はしていない状況。もしそのような申し出があれば特別に対応することは可能だと思いますが、現在そういった申し出はなく、機械処理の中で自動的に督促状が送付される。
- **執行機関** 一般的に、本人が納付ができない状態であるときは、納入の方を代理をたててそこに送付するようになっている。目の不自由な方については、代理をたててその方が払っている状態であると思う。目の不自由な方に対して、送付されても把握できませんので、納入書自体もそういう形で送付されていると思う。
- **委員** そういう方がいればいいが、知人は、ご夫婦とも目が不自由で、マッサージなど事業をやっている。そういった方のように自立されていけばサポートされていないと思う。もしそのような方に納入書や督促状が送られてきた場合、親であるとか補助者がいないと不自由だと思う。できれば督促状のところに機械の中で自動的に点字が入るようなものができたらいいと思う。障害者の方が後見人を設定するということは、重度でないようなので、そのような配慮は必要だと思う。今後、考えていただきたい。
- **執行機関** 住宅の場合は、目の不自由な方は基本的に単独では入居できないので、介護の方が一緒に入居することとなる。そういう中では整理できると思う。
- **委員** この項目は、実施状況は実施したことになっているのですね。一部実施ではなく。この場合、29の収納率の向上というのは、実績としては実施したということになるのですか。一部実施ではなく。実施状況は一部実施したものは一部実施。ここを計画通り実施したものを実施となっているのですね。収納率の向上のところは実施したという評価になっている。この計画通り実施しても、実績がほとんど上がらなかったのであれば、実施する内容が現実的な施策をやっていないのではないか。保険料と住宅が半分しかないのでは、制度として崩壊している。市でやることはやって成果が上がらないのであれば、手段の抜本的見直しをしなければいけないのではないですか。この方法では、何年やっても変わらない。3年間委員をやっていて、そんなに数値は変わっていない。
- **委員長** 実施と一部実施の違いは。
- **委員** 9割ならいいですが、国民健康保険については、2013のプランの中でも、目標が50何パーセントぐらいで目標自体が低い。
- **執行機関** 確かに収納率は低いですが、現年度と過年度で分けると、現年度は93%である。過年度は低い状況である。住宅は、市税と違って、5年で時効という制度がないため、積み残ってしまっている。
- **委員** 滞納金は、短期間で処理しなければほとんど徴収できない。なので、前年度の短期間に対する方法と5年以上長期間滞納している方の方法を抜本的に変えなくてはならない。そういった実態をきちんと把握して違う方法と取らなければならない。今の方

法では何年たっても収納率は上がらない。まして時効の制度が出来たらとんでもない税金の無駄遣いになる。大変なことだという意識がないと、目標が50何%とか60%ぐらいの目標ではどうしようもない。法の下での平等、負担の公平という観点では、払っている人がばかばかしい。

○**執行機関** 全体の収納率は、今年度55.19%。現年度分と滞納繰越分があり、現年度分については84.5%である。現年度は15.33%。滞納繰越分は過去の税であり、本来徴収すべきものということで、本年度の新たな課税の他に過去の遺産を引きずっているというような状況。過去の滞納の繰越を徐々に整理していかなければならないので、全体の数値は5割と低い状況である。現年度分についても、昨年度と比べて1.5%、滞納繰越分についても、昨年度と比べて2.2%とそれぞれ収納率は向上させている。差押の件数を増やし努力しているところです。過去の分を徴収しなければ、80何%と上げることもできるが、それはできないので引きずりながら徐々にやっていく状況です。

○**委員** 税金と国民健康保険だけで100億円ある。いくらお金を使ってもいいので、滞納額を減らすべきである。健康保険税の解決方法として、弁護士とか専門家とか会計士とか経験のある人を呼んで、集中的に1～2ヶ月かけて取組んでみるなど努力しないと100億の滞納は減らない。健康保険についても普通2万3万払っているのに、一方ではまったく支払っていない人が病院に掛かることができるということは不公平。13年度の目標を56%と掲げているが、少なくとも80、90%目指して3年間で頑張るといふことにしなければならない。強制徴収権を持っていながらそれを有効に使っていない。

○**執行機関** 市税の徴収率が横浜市は96.7%と日本で一番高いところ。そこでも国民健康保険税の収納率は6割ぐらいである。強制徴収権があっても、財産がなければ取り立てはできない。

○**委員** 保険料というのは収入に応じているのではないですか。

○**執行機関** 収入がゼロでも一人いくら、世帯いくらと掛かってきます。

○**委員** そういった方は安いですよ。

○**執行機関** 収入がゼロでも掛かる。最低限度の生活は保障しなくてはならない。

○**委員** 今の制度では、6割ぐらいしか徴収できないということですね。

○**執行機関** 個人的には制度に問題があると思う。

○**委員** 市民に対してこの制度ではこれが現状ということですか。

○**執行機関** 国保税に関しては難しい。

○**委員** これでは増えていきますよ。

○**執行機関** なぜこんなに滞納がたまっているかという、滞納整理の中には徴収という取り立てる部分と執行停止という滞納整理をやめるといふ両方の面があり、数字上それがあってもそこに財産があるのかという別問題。今は執行停止を増やしている。徴収率は、取り立てて上がる部分もありますが、執行停止して不能欠損して分母が落ちることによっても上がる。財産調査をした結果、所得が全くなく、年金しかない方については、過去に

100万円の滞納があっても徴収不能です。今現在整理するしかなく、それが進んでいけば徐々に率は上がると思う。執行停止をかけても3年間向上しなければ不能欠損になる。徴収権が消滅しますということなのですぐには変わっていかない。

○___委員 収入がゼロで生活ができないような方に対しては取れとは言わない。徴収率半分の中に悪質な方がどれくらいいるのか。なぜ納められないのかを1件ずつ整理しなければいけない。

○執行機関 997件の差押ができたのは、財産があったということです。

○___委員 何人ぐらいの債権者がいるのか。嘱託員を1名増加して4名にするとあるが、件数が多いのであれば足りないのではないか。

○執行機関 住宅の滞納者の数は、おおむね1,000件です。その中で退去している方は360件。収納徴収員は、徴収係の職員が4名いる。嘱託職員と合わせて8名で対応している。

○執行機関 資料詳細もって来ていないのですが、市税等の滞納者は万の位いると思います。税は徴収嘱託員を設けていない。あくまで財産調査をかけて徴収する。その調査をする嘱託が15名いる。

○___委員 日常の業務と平衡してはできないから、人を採るとか、プロジェクトチームを作って2,3年で集中してやるとか、専念するべきである。

○___委員 現年度でなく、過年度が問題である。中には所得がなく払えない人がいる。資産を持っていながら支払わない悪質な滞納者もいる。そういった悪質の滞納者は特定されているはずである。そういう人に的を絞って対応していくべきである。市の職員が市民に対して厳しいことをやるということには限度があるので、第三者に委託をするなどもできる。真剣に考えるべきである。茨城の債権機構を、全国に先駆けて作った制度であるので、これを利用しない手はない。5年間頑張れば、時効にかかるのだから、強制的に、心を鬼にしてやらないといけない。市民の公平感は担保されない。第三者機関を有効活用して専門的にやるべきである。

○___委員長 そのほか、何か質問があればお願いしたい。

○___委員 18ページの小吹清掃工場の資源ごみの委託をしていると思うが、清掃工場を移転した場合は、残るのか。

○執行機関 今回委託しているのは、粗大ごみの施設の老朽化のために、作業自体を民間委託したところである。

○___委員 植物園はどうなるのか

○執行機関 今後検討していく。

○___委員 財政効果のところ、効果が金銭で表せないものもある。待機児童は減って、保育所を増やすと、土地の代金、建物の建設費用、職員を雇う、そういったものはマイナスになる。プラスは保育料が入ってくる、あるいは補助金等が入ってくる。そのように考えると財政効果は単純な数値しか出てきていない。どの程度を財というのか。この委員会の我々の仕事は進行管理であって、資料の中で、実施されているのは、目標を達成されて

いるのでよくやりました、または、一部実施は、けしからんといわなければいけない。一部実施のところでは何ができないのかを明記してほしい。

○ **委員** 行政が作る計画に共通するが、例えば会議をやり、やりました。その結果、何ができたのか。やった結果が出なければ、現実にマッチしていないのだから変えなければいけない。保育所の問題にしても待機児童を減らすということで、定員を増やしたということですが、これだけ待機児童が推移しました。という結果は質問しないと出てこない。また、窓口延長しました、実施して、何人がきたのか。例えば10人、20人しか来なければそれは必要がないということ。結果を考えなければいけない。そこを質問が出る前に明確にしていきたい。

○ **委員長** 皆様の貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。これをもちまして第1回委員会の議事は終了します。私たちの委員の委嘱期間は来年の2月で終了します。本年度は行財政改革プラン2013の初年度です。今年度は会議を開いて進行管理する予定はありませんので、現メンバーでは最後になるかと思えます。それでは、本日の会議はこれで終了いたします。